

平成 20 年 6 月 28 日

臓器移植法改正についての要望書

国会議員各位

日本移植学会

1997 年「臓器の移植に関する法律（臓器移植法）」が制定され、多くの患者さんにとって長年待ち望んだ臓器移植の道が開かれました。しかし現行法では、脳死判定並びに臓器摘出をするには、本人の生前意思の書面による表示を必須としているため、欧米のみならず、アジア諸国と比較しても極めてドナーが少ない状況です。そのため、移植さえすれば救命できる患者さんが毎年、心臓で 400 人、肝臓で 2000 人も亡くなっています。また、15 歳未満の場合は臓器の提供が不可能なため、心臓や肺の移植でしか救命しえない重症患児はわが国では移植を受けることができません。このため、子ども大人を問わず、多くの患者さんが、やむなく移植を求めて海外に渡航しています。

このような渡航移植には多くの国際的な批判がなされ、国際摩擦の原因ともなりつつあります。本年 5 月に世界保健機構（WHO）は国際移植学会と協同で、Transplant Tourism に反対し、自国内で臓器移植を行えるように努力するように勧告を出しています。

現行法にも附則 2 条に 3 年を目処として見直す旨が記載されていますが、法施行以来すでに 10 年以上が経過しているにもかかわらず、何の見直しもなされていません。

臓器移植医療に関係する学会として、本人が臓器提供の拒否の意思を表示していない場合は、年齢にかかわらず、遺族の書面の承諾により死体（脳死体を含む）からの臓器提供が可能となるよう、早急に法を改正していただくよう要望いたします。